

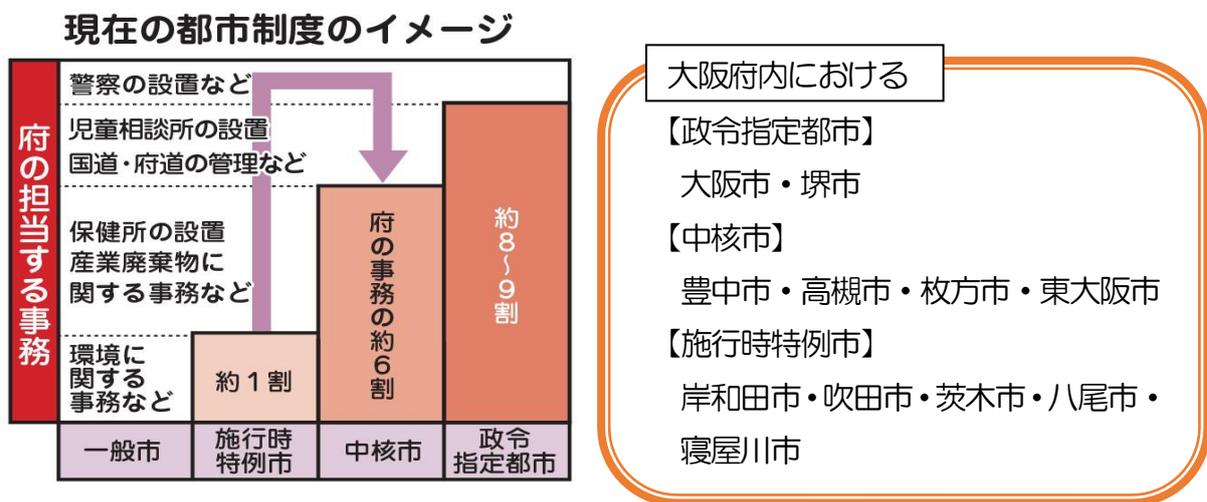
中核市制度の概要について

1 中核市制度とは

中核市制度は、平成7年に創設された都市制度で、人口規模や行政能力に応じて都市の事務権限を強化し、市民への行政サービスを向上するものです。

平成27年の改正地方自治法の施行によって、本市も中核市要件(人口20万以上)を満たすことになりました。平成29年4月現在、全国に中核市は48市あり、大阪府内では、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市が中核市です。

本市では、平成31年4月の中核市移行を目指し、取組を進めています。



2 中核市への移行を目指す考え（趣旨）

国・府の地方分権改革 少子高齢化・人口減少 地方創生

- ・住民に最も身近な基礎自治体（市・町・村）の役割がこれまで以上に重要に
- ・他市にない特色と魅力を一層高め、都市格を向上していくことが必要

《 基礎自治体としての権能や裁量の更なる拡充が必要 》

- 地域の特性に即した課題解決
- 市民ニーズを踏まえた独自のまちづくりを展開
- 自らの考えと責任によるまちの魅力の創造

3 中核市移行により期待される主な効果

<p>◎ <u>市民福祉の向上</u></p> <p>大阪府が行っていた事務を市が行うことで、手続の迅速化や、きめ細かな市民サービスの提供が可能となります。</p>	<p>◎ <u>行政の透明性の向上</u></p> <p>包括外部監査の導入により行政への監査機能が強化され、より「見える化」が図られます。</p>
<p>◎ <u>特色あるまちづくりの推進</u></p> <p>多くの事務権限が移譲されることで、より一層特色あるまちづくりを推進することができます。</p>	<p>◎ <u>市のイメージアップ</u></p> <p>政令指定都市に次ぐ権能を有する都市として、都市格の向上などによるイメージアップを図ります。</p>

4 これまでの取組と今後のスケジュール

平成 28 年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回市中核市制度調査・研究委員会 ※1 (以降7月までに7回開催)
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回中核市移行調査特別委員会 ※2 (以降8月までに14回開催) 中核市への移行表明
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府へ協力要請
平成 29 年度	11月～	<ul style="list-style-type: none"> 国（総務省・厚生労働省）との事前協議
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会に「中核市指定を求める申出」に係る議案を提出
平成 30 年度	4月～	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府に「中核市指定の同意」に係る申入れ
		<ul style="list-style-type: none"> 国（総務大臣）に中核市指定を求める申出
		<ul style="list-style-type: none"> 「中核市指定」に係る閣議決定、政令公布
平成 31 年4月		<ul style="list-style-type: none"> 中核市へ移行、寝屋川市保健所を開設

(平成 29 年 10 月以降は予定)

※1 市中核市制度調査・研究委員会

中核市移行により移譲される事務、新たに必要となる組織・職員体制、財政への影響等、様々な事項の調査・研究を行う委員会。副市長、教育長、上下水道事業管理者、理事、部長で構成。

※2 中核市移行調査特別委員会

市議会として中核市移行に関して、調査・協議を行うための特別委員会。